

公告 第523号
平成25年2月26日

SCSK健康保険組合
理事長 熊崎 龍安

被保険者にかかる標準報酬について

健康保険法第47条の規定による平均標準月額について、下記のとおり公告する。

記

- 平成24年9月30日現在平均標準報酬月額
等級 27等級
平均標準報酬月額 410,000円
(平均報酬月額 399,685円)
- 適用年月日 平成25年4月1日

- (注) 1. 任意継続被保険者の保険料の算出基礎である平均標準報酬月額は、毎年9月末の平均標準報酬月額を公告する。
2. 保険料は事業主負担分を含めて、任意継続被保険者が全額を納入する。
3. 平成25年4月以降、翌3月までの加入者については、平成24年9月末の平均標準報酬月額、または、資格喪失時の標準報酬月額のいずれか低い月額により保険料を算出する。

以上